

意見書案第5号

沖縄県名護市辺野古の米軍基地予定地における土砂投入を県民投票実施まで
行わないことを求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成30年12月21日

提出者	つくば市議会議員	宇野信子
賛成者	つくば市議会議員	皆川幸枝
	〃	小森谷佐弥香
	〃	北口ひとみ

沖縄県名護市辺野古の米軍基地予定地における土砂投入を県民投票実施まで行わないことを求める意見書

沖縄県においては、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の直接請求が行われ、有権者の約8%に当たる約9万3千人の法定署名が提出され、沖縄県議会は、10月26日に県民投票条例を賛成多数で可決した。現在、県民投票実施に向けた準備が進められているところであり、実施時期は、2019年2月24日が予定されている。

しかしながら、今月14日に防衛省は、辺野古の基地予定地へ土砂の投入を開始した。このことに対し、沖縄県知事、沖縄県民をはじめ、国内外、駐留米軍関係者からもこれを非常に問題視し、今、土砂投入をすべきではないとの意見が多く寄せられている。

つくば市議会では、2015年に総合運動公園基本計画に関して住民投票直接請求の動きがあったことから、市民の意思を確認すべきであるとして、関連予算を一時凍結し、住民投票条例を可決し、住民投票の結果を尊重した経験をもっている。これは、議会も首長も有権者である市民から選挙で選ばれたことにその権限は由来しているものであり、主権者は市民であって、その信託によって地方自治を行っているという自覚に基づくものである。

しかるに、日本政府は、沖縄県民が県民投票条例の直接請求を行い、沖縄県議会が賛成多数で条例を可決し、今まさに県民投票実施に向けて準備を行っているときに、県議会、ひいては県民の意志を踏みにじるような、辺野古への土砂投入を強行すべきではない。この行為は日本社会における民主主義の否定である。

今、政府、防衛省が行うべきことは、強引な土砂投入ではなく、来るべき県民投票に向けて、辺野古への基地移設の正当性、必要性を丁寧に沖縄県民に説明し、理解を求め、県民投票によって政府の意向が支持されるよう、全力を尽くすことである。

今回、沖縄県議会の県民投票条例可決の決定が、政府の強引な土砂投入という実力行使で否定され、無効化されようとしていることは、同じ地方自治の一端を担うつくば市議会は看過することが到底できない。よって、以下を強く要請する。

- 1 日本政府は、沖縄県名護市辺野古の新基地建設の埋立ての賛否を問う県民投票が実施されるまでの間、埋立てにつながる土砂の投入を行わないこと。
- 2 日本政府は、県民投票実施に向けて、辺野古の新基地建設の必要性、正当性について、必要な情報提供を誠実に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

つくば市議会

平成30年12月21日

提出先

内閣総理大臣

防衛大臣